

第4回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録

1. 日時 平成20年9月17日(水) 13:30～17:00
2. 場所 (社)日本電気協会 4階 D会議室
3. 出席者(敬称略,五十音順)
出席委員:長橋主査(日本原子力発電),森委員(中部電力),飯塚(東北電力),石合(電源開発),磯野(四国電力),岡村(日本原燃),菅原(日本原子力技術協会),田中(中国電力),辻(関西電力) (9名)
代理委員:右田(九州電力・田尻委員代理),石櫃(北陸電力・中田委員代理) (2名)
常時参加者:小林(日本原子力発電) (1名)
オブザーバ:山本(日本原子力研究開発機構)
事務局:田村
4. 配布資料
資料No.4-1 第3回 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会 議事録(案)
資料No.4-2-1 第15回安全設計分科会 議事録(案)
資料No.4-2-2 原子力発電所緊急時対策所設計指針の検討状況について
資料No.4-3 緊急時対策所 被ばく・遮へい評価条件
資料No.4-4 緊急時対策所被ばく評価モデル等検討表(案)
資料No.4-5 緊急時必要パラメータ(S P D S)比較表
資料No.4-6 電気協会 緊急時対策所の設計指針(JEAG46XX-20XX)作成原案
資料No.4-7 緊対室設計指針 作成スケジュール

参考資料-1 原子力発電所緊急時対策所 設計指針検討会委員名簿(案)
5. 議事
 - (1) 定足数確認について
 - 1) 事務局より代理出席の報告があり,主査の承認があった。
 - 2) 事務局よりオブザーバ参加の報告があり,主査の承認があった。
 - 3) 事務局より,委員総数14名に対して代理を含めた出席委員数は11名で,決議条件である「委員総数の2/3以上の出席」が満足されていることが報告された。
 - (2) 前回議事録の確認について
事務局より,資料No.4-1に基づき前回議事録案の説明があり了承された。また,主査より,前回確認が必要となった,電源構成について回答をお願いしたいとの依頼があった。
 - (3) 安全設計分科会状況報告及び対応方針について
主査より,資料No.4-2-1,4-2-2に基づき,第14回安全設計分科会での報告についての説明があった。

- ・本資料を基に分科会で説明。今回は中間報告であったが、次回の分科会では素案を準備して、課題等の方向性確認等を行い、次々回には規格案の上程、審議に入る必要があることを説明。
- ・緊対所の耐震は防災拠点並の設計としているが、昨今の状況から、S クラスを要求された場合の対応について検討しておくようコメントあり。
- ・前回の検討会后、火原協と指針の取り合いについて打合せを実施。電気協会の新指針に、現在の火原協の指針の内容が取り込まれていることが判断できれば、火原協としては廃刊できるとの確認が得られたことが説明された。

(4) 遮蔽、被ばく評価手法各電力調査結果及び緊急時の伝送について

主査より、資料No.4-3,4-4,4-5に基づき説明があった。主な意見は次のとおり。

1) 遮蔽、被ばく評価手法について

- ・線量限度を何 mSv に設定するかが課題。炉規制法の 100mSv と防災業務関係者の 50mSv のどちらを線量限度とするか検討が必要。
- ・被ばく評価手法は JEAC4622「中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程」を準用する案としているが、既存の緊急時対策所が対応できているか確認が必要。
- ・中央制御室の評価手法を準用せず、緩和する必要がある場合は論理的に合理性を説明する必要あり。

次回までに各社の意見を集約したい。

2) 緊急時の伝送について

- ・指針案では、止める・冷やす・閉じ込めると AM 関連データで整理した。
- ・放水口モニタ線量率は SPDS に取り込んでいないプラントがある。順次改造工事をやっているのが実情。1～2年では対応できないものがある。
本指針はガイドの予定であり拘束力はない。仮に技術基準にエンドースされるのであれば、移行措置の付加等を検討する必要がある。
- ・監視パラメータ例の記載の考え方を整理する必要がある。
指針では、我々が SPDS として必要なものを書くこととしたい。緊急時対策に必要なパラメータを指針に書くことが適切ではないか。
- ・国や自治体と約束しているものがあれば、次回紹介をお願いしたい。
- ・FBR、再処理はどうなっているのか。

六ヶ所再処理施設では、SPDS 自体は設置済みであり、何のパラメータを ERS S に出すかを検討中。

(5) 新指針案の検討について

主査より、資料No.4-6に基づき、説明があった。主な意見は次のとおり。

- ・安全設計審査指針では、原子炉施設に緊対所の設置要求があり、一方、火災防護審査指針では原子炉施設は火災防護が必要とされており、緊急時対策所も火災防護設計を行う必要があると解釈される可能性があることから、4.1 解説に原子力施設としての火災防護設計が不要であることを明記した。
- ・耐震性の記載については、省令62号の解釈別記2の改正案に記載された1.5倍ではなく、「官庁施設の総合耐震計画基準に基づく」と記載した。

省令62号の解釈別記2の改正案で、消防への連絡場所が緊対所であれば1.5倍の耐震性が必要ではなかったか。

改正案のパブコメで電事連がコメントを提出したと聞いている。ただし、解釈は1例を示したものであり、全てを縛るものではないとの国の見解がある。

- ・換気設備については、中央制御室の事故時被ばく評価の設計を確認して、本指針にどう記載するかを検討したい。
- ・原災法15条のSBO（全交流電源喪失）時の対応策について各社の状況確認をお願いしたい。
- ・今日の素案を持ち帰って、各社で検討してほしい。また、論点は、赤字で記載の箇所であるが、それ以外に議論する箇所があるか、あれば至急の連絡を願う。後日論点をまとめて表にして提示するので事前検討をしておいていただきたい。

6. その他

- ・指針案について、9月26日までにコメントを集約することとした。
- ・次回の検討会の開催日は、10月23日13時30分から、更に第6回検討会は11月13日とした。
- ・主査より、中部電力 森委員を副主査として指名した。

以上